

高額療養費の支給申請が簡単になります

国民健康保険に加入している人は前年の収入状況等に応じて、ひと月に負担していただく医療費の上限額が定められています。上限額を超えた負担があった場合は申請により返還を受けることができます。

これまでは・・・

医療費が高額になった月の分の領収書をお持ちいただき、市役所窓口でその都度高額療養費請求手続きをしていただいていたいました。

これからは・・・

あらかじめ返還用の口座をご登録いただき、限度額を超えた負担があった月は自動的に返還を受けられるようになります。

原則として、診療を受けた月の4か月後に振り込みを行います。



対象者

- ・国民健康保険税の滞納がない世帯

※ただし、高額療養費が発生した際に、合志市国保の判断で返還額を未納分保険税に充当することに同意いただける場合は対象となります。

申請方法

- ・健康ほけん課、西合志総合窓口課（御代志市民センター内）、須屋支所、泉ヶ丘支所いずれかの窓口へ備え付けの申請書を窓口にご提出ください。

申請に必要なもの

- ・国民健康保険資格確認書や国民健康保険資格情報のお知らせなど国民健康保険の資格が分かるもの
- ・窓口に来られる方の本人確認書類（免許証など）・世帯主のマイナンバーがわかるもの
- ・振込先の口座番号がわかるもの（原則として世帯主の口座）
- ・世帯主以外の口座に振り込む場合は、世帯主と振込先口座名義人の印鑑

ご注意ください！

この申請は今まで高額療養費の申請をしたことがある人でもお手続きいただく必要があります。自動返還の対象となる医療費は原則として提出月の2か月前の診療分からです。それ以前の診療分はこれまでどおり領収書添付でのお手続きが必要となりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

合志市役所 健康ほけん課 ☎096-248-1275